

## 農 業 委 員 会 議 事 録

### 第7回農業委員会

#### 1：開催日時

平成22年10月21日（木）午前9時30分～午前10時20分まで

#### 2：開催場所

豊山町役場会議室1

#### 3：出席委員 16名、 欠席委員 0名

|     |    |       |     |       |
|-----|----|-------|-----|-------|
| 出席者 | 1番 | 坪井 邦夫 | 9番  | 柴田 充藏 |
|     | 2番 | 河村 稔  | 10番 | 安藤 茂市 |
|     | 3番 | 鈴木 利彦 | 11番 | 小塚 康孝 |
|     | 4番 | 秋田 秀機 | 12番 | 秋田 洋實 |
|     | 5番 | 安藤 丁士 | 13番 | 高柳 幸善 |
|     | 6番 | 井上 巖  | 14番 | 小出 千昭 |
|     | 7番 | 柴田 勝明 | 15番 | 水野 満  |
|     | 8番 | 坪井 猛  | 16番 | 戸田 俊一 |

欠席者

#### 4：事務局 2名

|     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| 事務局 | 農業委員会 | 事務局長  | 平岩 満  |
|     |       | 事務局職員 | 松井 良廣 |

#### 5：配布資料

- ①資料No.1 農地法第3条関係（届出）
- ②資料No.2 農地法第4条関係（届出）
- ③資料No.3 農地法第5条関係（届出）
- ④別紙 農地パトロールについて（案）
- ⑤農業委員定数の変遷

#### 6：議事内容

##### （1）報告事項

- ①農地法第3条届出受理状況について
  - ②農地法第4条届出受理状況について
  - ③農地法第5条届出受理状況について
- ・総会資料No.1・2・3に基づき説明し、①については、届出者に届出の現況欄の表記を田から宅地へ補正するよう依頼し、受理通知を

差し替え、次回の会議で報告することとなった。それ以外については特に意見もなく承認された。質疑応答の要旨は下記のとおり。

[質疑応答]

A委員

資料No.1の届出の現況というものの定義は？事務局の説明で、登記簿が田で、現況が田だと何の指導をされたのですか？

事務局

この資料の現況欄は届出書に記載されているままの内容を記載させていただいています。現場を確認しますと既に農地以外でしたので、転用を出してくださいという指導をしました。

B委員

前回の時、現況が宅地となっている同じような案件があったので、それに合わせるべきでは？

事務局

前回の時は、届出書が宅地になっていたんです。

A委員

受付側として、調査した結果、書類と相違しているのであれば、補正してもらって、改善していくのがやり方だと思うんですが？仰るように書類に書いたとおり（この場に）出して、私たちが気が付かなかつたらどうなるの？

事務局

はい、ここは改めます。確認したものを資料には書くというふうに改めます。

会長

どうですか？備考欄に事務局が確認した内容を表記するという事で、申請人から出てきたものは、こういう状況で報告があったと、しかし事務局で現場を見に行ったらこういう状況であると、例えば建物があつたとか、雑草が生えていたとか、あるいは駐車場だったとか、そういった具体的に備考欄に書いていただくともっと理解がしやすかつたということだと思います。これは、相続はいつ頃ですか？

事務局

相続は、昭和53年頃です。

C委員

これは、そのときの昭和53年に相続したときの登記簿そのままのことが書いてあるということですね？

事務局

登記自体は、最近されたんです。

C委員

だったら田で登記はできないでしょ？

会長

田のままで登記しているんだと思う。(所有権移転の) 登記は建物が、あろうとなかろうと地目のままいってしまう。

D委員

最近までおじいさんの名前だったんですか？

事務局

そういうことですね。登記されたのは、9月です。

D委員

30何年前に亡くなったときのおじいさんのままの登記で今まで来たんだね？それで、アパートまで作ってしまったんで、これはいかんということでも登記をされたんですね？

事務局

相続の登記をするときに司法書士の方を頼まれて、その方から法律が変わって3条の届出が必要になったことを聞かれて、出されたのだと思います。

D委員

だから、まだ途中の段階ですね。取り合えず相続して、田んぼのままでも名前を変えたと、ところがもうアパートまで作ってあるので、今後、変換してアパート建てましたというものを出示してもらおうとこういうことですね？

事務局

そういうことです。

会長

被相続人が30年も前に亡くなっておれば、速やかに行われておれば、こういうことにはならなかったと思うんだけど。それで、県の方の指導は、(3条の届出とは別に) 是正勧告をしなさいということなんだね。

事務局

はい、そうです。

少し説明させてください。3条の届出の趣旨は、農業委員会として農地の状況を把握して、農地として維持していくために、借り手を探したり、担い手をあっせんしたり、手助けをするための資料とするための届出なんです。

A委員

届出があつたことをどうこう言っているわけではありません。現況とあれば、それをそのまま書いておけばいいじゃないですか？宅地になっていたなら、それはそれで、指導していただければいい。

申請のときに現況どうなっていますかと聞いて、宅地ですと言ったら宅地に届出者自体で直してもらおうということで良いと思う。3条の届出は、誰々に移転したというだけの書類だから。

事務局

相手が出した届出を受け付ける前に届出者に直してもらって受け付けるということですね。

会長

受け付ける前に訂正をしておくそれが一番ベターということですね。別紙のところは、申請者によく言って差し替えてもらって、次回にこれだけ報告を出すというところで、よろしくお願いします。

会長

事務局、備考欄に再申請となっているけど、5条関係で、これはいつの時点で許可されているか日にちを入れておいてくれると分かりやすいと思います。

事務局

分かりました。

A委員

書類の保管期限は？

事務局

保存年限は、10年です。

A委員

再発行という手続きはないですか？

事務局

保存年限を過ぎていると確認できるものがないので、再申請していただくんですが、過ぎていなければ、再発行ということもあります。

会長

保存年限が過ぎていると再申請にならざるを得ないですね。再申請のときは、最近に許可の下りた日付を入れておいていただくと良いと思います。

### (3) その他

#### ①農地パトロールについて

- ・別紙に基づき説明し、日程について、11月26日（金）午後1時

から午後4時頃まで実施することとし、その他の詳細は次回の会議までに案を作り説明することとなった。質疑応答の要旨は下記のとおり。

[質疑応答]

A委員

資料に引用されている条文は新農地法の条文ですか？

事務局

はい、新農地法です。

A委員

市街化区域農地と調整区域とあるけど、対象は両方ですか？

事務局

両方ですが、新法が施行されたばかりですので、豊山町は、そんなに広くないので、市街化区域も調整区域も回れると思うんですが、広い市・町では、とりあえずモデル地区を定めて、行っているところもあるようです。

E委員

8月に転作の現地確認で回るので、やり方を工夫すれば、年1回と書いてあるから、うまくできるような気がするんですが。2回もやる必要があるかどうか？その間に新たに放棄地になることもないと思います。

会長

農地パトロールと転作の確認をどのように関連付けるかということだと思います。その辺のところの事務局の考えはどうですか？

事務局

一応、8月のときも農地パトロールを兼ねて、見ていただくようお願いして、報告を受けていますので、年1回やらなければならないということに関しては今年も足りてはいます。

E委員

整理の仕方の問題で、例えば8月にやって、その未確認の部分を今回、回るという方法でもいいですよ？そこの所の把握の仕方を考えてもらえば、それなりに我々もやりますので、何だか二度手間のような気がします。もう刈り取りが終わり、雑草が混じって、分かりにくいと思います。本来は、生育時期に調査すると正確に分かると思います。

C委員

私は逆だと思います。現地確認で回った時に、稲が植えてないところの草が稲と同じように育っていて、転作のポイントを目指して現場を回っていると丁寧に回っているつもりでも、ちょっと離れた所だと見逃し

てしまうことがありました。今なら稲も黄金色になっていて、草は黄金色にならないから、非常に分かりやすいと思います。刈られたら、もっと分かりやすいと思う。

E委員

いずれにしろ、良い方法を考えていただきたい。

会長

初めての経験でございますので、試行錯誤を繰り返しながら、ベストを尽くしてベターな結果を得たいと思っておりますので、事務局には大変ご苦勞ですが、色々準備の方よろしく申し上げます。

事務局長

ちょっとよろしいですか？農地パトロールについて、取り敢えず、豊場の地域を車で回って、宝典に色を塗って、農地の状況の図面を作りかけています。次の農業委員会までに青山もきちんと見る予定です。それを8月の転作のときの書類と調製水田かどうかなど全部精査した後、図面で分かりやすいものを作って皆さんに提案して、その後、見に行ってくださいと思います。国の方の指導もありますので、きちんとした図面を作って台帳として残して行きたいと思います。大体、放棄地は毎年同じ所ですので、台帳を毎年作って、ここが怪しい所ですよと提案を次回からできるような体制を取りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

A委員

これやって休耕地が分かった後どうするのですか？利用促進していくのですか？

事務局長

その後については、まず調べてその後どうしようという提案を今度、農業委員会に色々諮って行きたいと思っております。今、言われた利用促進については、西春日井の2市1町どこも同じような状況で、非常に悩んでいます。郡内の農業委員会の会長・副会長が集まって、どういう方向で進めるのがいいのかという調べ事を行っている状況です。

A委員

小牧や春日井では、新しい法律は忘れましたが農地合理化法というのがあって、農業をやれる人に借地や売買などで休耕農地を集約して、利用促進しているんですが、たまたま豊山町は、その法の適用をしていないから、ただ、作りなさいと言ったって、やれなくて、耕作放棄地になっているものを農業委員会がいじめるような形のことをしてもいいのかと思います。最終の方針をある程度決めてやらないと、どういう利用の

あっせんをされるのかというのは疑問ですね。

事務局長

例えば市民農園にするなど郡内で法律の面も整理する必要があるんですが、一辺そういう方向に持って行けないか、県の農業会議等を混じえて、調査をやっている段階ということですよ。実態調査の次が大事なんです。その次について、どういう方法で遊休農地を無くすかという提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

E委員

調べたが多すぎて手が付けられないではいけないので、その所をワーキンググループ的なものを作って、実行可能な方法を検討したり、シルバー、市民農園、機械化力のある組織との連携を取る方法を考えると、そういうある程度の解決方法のあらすじを定めてやるべきだと思います。後継者がいないわけですから。

会長

その後のことをどうするのかということですが、どのように農業行政に反映するのかということだと思います。私も充分勉強できておりませんが、例えば農業新聞等を見ておきますと農業委員が汗を流してやっている写真等も見受けられます。どういう方向へ進むべきか、地域の特性もありますので、もう少し勉強させていただいて、現在、県の農業会議や尾張農林の農政課のご指導を得ながら、どうやって行こうか模索しているのが正直な現状です。これには、かなり時間がかかると思います。いずれにしろ、新法に基づくパトロールをやめるわけにはいきませんので、これは、農業委員の個々の方に非常なご負担のかかる話になりますので、できるだけ按配良く収まって行きたいということで勉強会をポチポチやっておる所で、中間報告のようでの的を得ない話ですが、決められたことだけは粛々とやっていかなければなりません。暗中模索の中で改善策を考えて行きたいと思います。色々なお考えがあろうかとは思いますが、折に触れていいアイデアがありましたらお寄せください。そう思っておりますので、よろしくお願いします。

E委員

我々が関与しない中で、現場の実態とかけ離れた規定が中央で決まると、一番困るわけです。一番現場に近いところで実行可能な方法を具申できるような方策があるといいんですが。

会長

国の方もハッキリしない所があって、分かっているのは、農業委員の職務として義務付けられているものがすごく重くのしかかっております。

後、それに対して、放棄地の救済措置については、誰か行政で募集するくらいしか、僕らも勉強不足でよく分かっておりません。そのあっせんができなかったらどうなるのか、その辺の所もよく分かっていません。いずれにしる新しい制度でありますので、よろしくお願いします。

②その他

- ・次回の会議は、11月19日（金）に開催することとなった。資料は、11月5日頃送付する予定である旨説明。

（午前 10 時 20 分終了）



7：農地転用件数

| 9月農地転用件数 |    |    |        |    | 農地転用累計  |    |    |           |
|----------|----|----|--------|----|---------|----|----|-----------|
| 農地法適用条項  |    | 件数 | 面積㎡    | 地区 | 農地法適用条項 |    | 件数 | 面積㎡       |
| 3条       | 許可 | 0  | 0.00   | 青山 | 3条      | 許可 | 0  | 0.00      |
|          |    | 0  | 0.00   | 豊場 |         |    |    |           |
|          | 届出 | 0  | 0.00   | 青山 |         | 届出 | 10 | 11,171.00 |
|          |    | 1  | 687.00 | 豊場 |         |    |    |           |
| 4条       | 許可 | 0  | 0.00   | 青山 | 4条      | 許可 | 0  | 0.00      |
|          |    | 0  | 0.00   | 豊場 |         |    |    |           |
|          | 届出 | 0  | 0.00   | 青山 |         | 届出 | 10 | 6,559.00  |
|          |    | 1  | 444.00 | 豊場 |         |    |    |           |
| 5条       | 許可 | 0  | 0.00   | 青山 | 5条      | 許可 | 3  | 1,546.00  |
|          |    | 0  | 0.00   | 豊場 |         |    |    |           |
|          | 届出 | 2  | 750.00 | 青山 |         | 届出 | 23 | 5,979.40  |
|          |    | 2  | 833.00 | 豊場 |         |    |    |           |

※ 累計については平成22年1月～平成22年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)